

常任委員会 審査から

六常任委員会の審査の過程で特に議論となった点について、委員長報告の要旨を掲載します。

総務委員会

幸町十番地区優良建築物等整備事業費補助金に関連し、出石小学校跡地整備プロポーザル事業は、中心市街地の一等地を五十四年間も民間事業者者に低額の借地料で利用させるもので、これだけでも市民の税金を投入したのと同じ意味があるが、それに加えて新たに補助金を出すのはいかなるものか。最低限のコストで事業を進めるべきだ。都市整備局の行う再開発事業に主眼が移っている感があるが、企画局は本プロポーザル事業に最初から携わっている部局として最後まで事業を見届ける責務がある。この事業に対して強い決意で取り組み、本来のプロポーザルの趣旨のもとで事業を成功させてもらいたい。との要望を行った。

保健福祉委員会

ふれあいセンター等への指定

管理者制度の導入について委員から、管理運営の効率化、経費節減、市民サービスの向上といった制度の趣旨に基づき、厳正・公正に選定が行われていることが客観的に説明できるのか、との質問があり、当局から、施設の性質・目的等を考慮し選定している。今回、選定しているところは、毎年委託を更新しており、これまでも実績がある、



南ふれあいセンター

との答弁があった。これに対し委員から、新制度の導入に当たり審査の過程を明確にするとともに、外部委員を登用するなど審査会の在り方も見直すべき、との意見があった。

環境消防水道委員会

水道局職員に支給されている能率手当について委員から、なぜ今まで見直しがなされなかったのか。また、今後どのように見直しをしていくのか、との質問があり、当局から、平成11年

度に支給方法を月額から日額にするなど見直しを行ったが、水道事業の業務特殊性を認め、手当支給は適法であるとの東京地裁・高裁の判断から支給は継続してきた。その後、見直しをして六年が経過することなどから廃止の方針を決定し、労働組合に申し入れ、現在、労使協議を行っている、との答弁があった。

経済委員会

例の制定について委員から、周辺住民へ埋立行為等の概要を周知する義務を事業者に課しているが住民の同意までは求めていないのか、との質問があり、当局から、十分な説明を行い不安解消に努めるよう行政指導は必要と考えるが、最終的には他の条件がクリアされていけば許可せざるを得ない。そのため、許可後においても地域住民の監視や市のコントロールが及ぶよう搬入計画の届け出や水質検査の報告、土砂管理台帳の作成を義務付け、市への報告・閲覧等の手続きを設けている、との答弁があった。

土地改良事業における事業運営改革基本計画策定事業費について委員から、土地改良区の在り方も含めた事業見直しの見通しがつき平成18年度には事業運営改革基本計画を策定するということか、との質問があり、当局から、事業の内容は、土地改良区統合の組み合わせや、さまざまな仕組みを策定し方向付けしていくことであり、今後、その推進に向け各改良区の議論をさらに深めていく必要がある、との答弁があった。これに対し委員から、この問題については土地改良事業検討委員会の答申から一年が経過したにもかかわらず依然こう着状態にある。何とか打開策を見出し出してほしい、との要望があった。

文教委員会

建設委員会
埋立行為等の規制に関する条

学校施設でのすこやかトイレ整備事業費について委員から、今回実施予定のモデル候補校以外の小・中学校についても、整備方針に基づき計画的に改修を進める必要があると考えるが、今後の方針は、との質問があり、当局から、低学年用トイレの設置や校舎一階のトイレ等の部分的な改修、バリアフリー化と合わせた改修等については、一般管理費の中できめ細かな整備に取り組みたい。また、校舎の全面的な改修等の際には、今回の成果を整備に反映させていきたい、との答弁があった。

10日	防水道・経済・建設・文教委員会
11日	総務・保健福祉・環境消防水道・経済・建設委員会
14日	総務・保健福祉・経済・建設委員会
15日	議会運営委員会、総務委員会
17日	本会議
17日	2月定例市議会開会
24日	経済委員会
28日	岡山国体・スポーツ振興調査特別委員会
28日	議会運営委員会、建設委員会
5日	(4月)
5日	保健福祉委員会
6日	環境消防水道委員会
8日	議会運営委員会

1月臨時議会

一議案を可決

1月臨時議会は平成17年1月18日に開会し、市長から二件の専決処分報告を受けた後、岡山市駅西地区にぎわい創出支援基金条例の制定についての議案を審議、議決して閉会しました。

点字と声の市議会だより

目の不自由な方にも市議会の動きを知っていただくため、点字版「岡山市議会だより」と、カセットテープによる「声の市議会だより」を発行しています。送付をご希望の方は議会事務局調査課(☎8031535)までご連絡ください。